



## 《マイナ保険証の使用について》

「被扶養者申告書」の資格情報がオンライン資格確認等システムへデータ登録が完了するまで、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を使用しての保険診療は受けられません。

データ登録完了後に所属所を経由して交付する「資格情報通知書」がお手元に届いた日以降は、マイナ保険証を使用して医療機関の受診ができます。

「被扶養者申告書」等に記入もれや添付書類に不備がある場合は、データ登録に時間を要し、医療費の一時的な全額負担が発生する可能性がありますので、「被扶養者申告書」は以下の記入要領をよく読んで記入していただき、速やかにお勤め先の共済事務担当課（所属所）に提出してください。

※ マイナ保険証が利用できない方には「資格確認書」を交付します。

※ 「資格情報通知書」がお手元に届く前に医療機関を受診したい場合は、事前にマイナポータルにアクセスしていただき、健康保険証のページの保険者名が愛媛県市町村職員共済組合に変更されていることを確認のうえ、医療機関を受診してください。

## 《被扶養者申告書 記入要領》

- ① 個人番号の記入は必須です。記入誤りがないよう番号をよく確認して記入してください。
- ② 氏名は住民票に登録されている氏名を記入し、フリガナはカタカナで正確に記入してください。
- ③ 和暦で記入してください。
- ④ 続柄は次の例のように記入してください。  
配偶者・長男・二男・長女・二女・実父・実母・義父・義母・兄・妹・孫 など
- ⑤ 被扶養者認定における「所得」とは、所得税法上の課税される所得を指すものではなく、被扶養者として認定を受けようとする者の現在及び将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間の収入総額をいいます。
- ⑥ 日本国内に住所がないものについて認定を受けようとするときは、国内居住要件の例外に該当することを証する書類の提出が必要となりますので、お問い合わせください。
- ⑦ 住所は「丁目」「番地」等を「ー」に置き換えないでください。又「字」「マンション名」等も省略することなく、住民票の表記どおりに記入をお願いします。現住所（居所）と住民票の住所が異なる場合は、下段に住民票の住所を記入してください。
- ⑧ 被扶養者の要件を備えるに至った日には、被扶養者の認定日を記入してください。

### 【その他】

- 被扶養者の要件を備えるに至った日から5日以内に書類を提出してください。5日以内の提出が難しい場合は書類が整い次第で構いませんが、被扶養者の要件を備えた日から30日を超えて提出があった場合は、所属所が書類を受け付けた日からの認定となりますのでご注意ください。
- 20歳以上60歳未満の配偶者の方は「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。
- 扶養手当受給対象外の方は「扶養事実の申立書」「同意書」等を提出してください。
- 医療費助成の適用を受けている場合は「公費負担受給（開始・停止）報告書」を提出してください。
- 本組合において資格情報を登録後、個人番号の紐付け誤りを防ぐために、登録した情報に誤りがないか社会保険診療報酬支払基金において登録情報の再確認が行われます。確認は氏名（漢字・カナ）、住所、生年月日、性別により実施され、住所の確認は住民票の住所と突合しているため、本組合への住所の届出が住民票のとおりでない場合は住所相違によるエラーとなり、資格情報のデータ登録に時間を要することとなります。